

保 発 0 7 3 0 第 6 号
令 和 2 年 7 月 3 0 日

都 道 府 県 知 事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
（ 公 印 省 略 ）

「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱い
の中止に係る取扱いについて」の一部改正について

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いは、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成 30 年 1 月 16 日付け保発 0116 第 3 号）、「平成 30 年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保発 0305 第 12 号）、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」（平成 30 年 12 月 10 日付け保発 1210 第 1 号）、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成 31 年 2 月 13 日付け保発 0213 第 3 号）及び「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保発 0305 第 15 号）により取り扱っているところであるが、今般、「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」（令和元年 8 月 2 日付け保発 0802 第 4 号）の一部につき別添のとおり改正するものとしたので、その取扱いについては遺漏なきようご配慮願いたい。

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について（令和元年 8 月 2 日付け保発 0802 第 4 号）

改正後	改正前
<p data-bbox="387 360 893 421">施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて</p> <p data-bbox="194 464 1120 978">柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いは、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成 30 年 1 月 16 日付け保発 0116 第 3 号）、「平成 30 年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保発 0305 第 12 号）、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」（平成 30 年 12 月 10 日付け保発 1210 第 1 号）、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成 31 年 2 月 13 日付け保発 0213 第 3 号）<u>及び「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保発 0305 第 15 号）</u>（以下「特例関係通知」という。）により取り扱っているところであるが、今般、特例関係通知における「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号）の取扱いについて下記により行うものとしたので、その取扱いについては遺漏なきようご配慮願いたい。</p> <p data-bbox="622 1023 656 1046">記</p> <p data-bbox="194 1086 1120 1358">特例関係通知に基づき確約書を提出した施術管理者が当該確約書に基づき受領委任の取扱いの中止（中止相当である旨の措置を受けた場合を含む。以下同じ。）を受けた場合、当該中止に関しては、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号）の別添 1 別紙の <u>1.1</u>（1）及び（2）並びに別添 2 の <u>1.1</u>（1）及び（2）中「5 年」とあるのは、原則として「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 11 年 10 月 20 日付け保発第 138 号）1（1）に規定する不正若しくは不当な請求の金額又はその金額及び件数の割合が軽微であると認められる取扱いに準じる。</p>	<p data-bbox="1368 360 1986 421">施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて</p> <p data-bbox="1173 464 2098 908">柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いは、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成 30 年 1 月 16 日付け保発 0116 第 3 号）、「平成 30 年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保発 0305 第 12 号）、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」（平成 30 年 12 月 10 日付け保発 1210 第 1 号）<u>及び</u>「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成 31 年 2 月 13 日付け保発 0213 第 3 号）（以下、「特例関係通知」という。）により取り扱っているところであるが、今般、特例関係通知における「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号）の取扱いについて下記により行うものとしたので、その取扱いについては遺漏なきようご配慮願いたい。</p> <p data-bbox="1603 1023 1637 1046">記</p> <p data-bbox="1173 1086 2098 1358">特例関係通知に基づき確約書を提出した施術管理者が当該確約書に基づき受領委任の取扱いの中止（中止相当である旨の措置を受けた場合を含む。以下同じ。）を受けた場合、当該中止に関しては、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号）の別添 1 別紙の <u>1.0</u>（1）及び（2）並びに別添 2 の <u>1.0</u>（1）及び（2）中「5 年」とあるのは、原則として「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 11 年 10 月 20 日付け保発第 138 号）1（1）に規定する不正若しくは不当な請求の金額又はその金額及び件数の割合が軽微であると認められる取扱いに準じる。</p>